平成２５年（フ）第１１５５号
札幌市清田区里塚１条４丁目８番５―502号
債務者　田邉　直之
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１５７号
札幌市東区北37条東４丁目２番24号　サトウ201号
債務者　管野ますみ（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１６１号
札幌市東区本町２条５丁目４番30号　ノーブル25―302号
債務者　有田　智喜
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１７４号
札幌市東区北16条東１丁目３番40―402号
債務者　小山田昌義
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１９０号
北海道北広島市希望ヶ丘４丁目３番地10
債務者　加藤　尚美
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１９８号
札幌市北区北29条西13丁目１番７号　プルミエ29―202号
債務者　岩井　　智
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２４０号
札幌市清田区平岡１条４丁目３番５号　中村ハウス１Ｆ右
債務者　今野　秀雄
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２４４号
札幌市西区西野４条５丁目１番３号　エストラージュ西野参番館103号
債務者　小坂　弘樹
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２５８号
札幌市白石区中央２条６丁目５番14号　ハイツ初雪302号
債務者　鈴木　茂徳
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２７０号
札幌市豊平区豊平４条10丁目２番17号　高木アパート202号
債務者　木村　有紀
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２７１号
札幌市中央区大通西22丁目１番８―405号
債務者　伊藤　慈朗
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２９４号
札幌市中央区南12条西16丁目３番30号　コーポアサイ101号
債務者　松田由起子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３２７号
札幌市東区北22条東18丁目４番５号　ＧＯＯＤ’ＳⅠ201号、申立時の住所札幌市東区北40条東19丁目３番18―105号
債務者　梅田　佳秀
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３３７号
札幌市東区東苗穂14条１丁目１番３号
債務者　工藤ひとみ
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３４９号
札幌市豊平区月寒中央通７丁目４番13号
債務者　稲川　節子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３５５号
北海道千歳市大和３丁目６番12―57号　市営住宅大和団地
債務者　小田マサ子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４２１号
北海道石狩市花川北６条５丁目118番地
債務者　久堀　文子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４５９号
札幌市中央区南21条西９丁目１番35号　ミディメゾンタテオカ205号
債務者　高杉　隆昭
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部